

令和7年度 愛媛県の狩猟者登録の取扱いについて

令和7年度において、愛媛県で狩猟しようとする者の取り扱いは、次のとおりとします。
 なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律については、以下、鳥獣保護管理法と記載します。

1 狩猟者登録申請書の提出先

原則、申請書の住所地を管轄する 県 地方局・支局森林林業課（駐在）又は肱川流域林業振興課に提出してください。

名 称	所 在 地	電話番号	管轄市町
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611 番地	0898-68-7438	西条市、 新居浜市
東予地方局森林林業課 四国中央駐在	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	0896-23-2393	四国中央市
東予地方局森林林業課 今治駐在	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-25-2193	今治市、上島町
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8767	松山市、東温市、 松前町、伊予市、 砥部町
中予地方局 久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 190 番地 1	0892-21-1265	久万高原町
南予地方局八幡浜支局 森林林業課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-22-2031	八幡浜市、 伊方町、西予市
南予地方局八幡浜支局 肱川流域林業振興課	大洲市田口甲 425 番地 1	0893-24-4131	大洲市、内子町
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-3163	宇和島市、 鬼北町、松野町
南予地方局森林林業課 愛南駐在	南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地	0895-72-0931	愛南町

2 受付期間

令和7年10月1日（水）から開始します。

受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時15分までとします。

交付には日数を要する場合がありますので、10月20日（月）までに提出されない場合、初猟日までに登録証を交付できない場合があります。

（愛媛県では、狩猟期間は11月15日から翌年2月15日までとしていますが、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間については、県内全域で「11月1日から翌年3月15日まで」延長しています。）

3 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書 [別添様式] 1部
- (2) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書
もしくは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書（補償額3千万
円以上）又は資産に関する証明書 1部
- (3) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×
横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
※2種類以上の免許の狩猟者登録申請を同時に行う場合には、（登録申請数+1）枚の提出
例：わな猟と第一種銃猟の狩猟者登録を行う場合は写真3枚
- (4) 狩猟税申告書 [別添様式] 1部
- (5) 返信用封筒（狩猟者登録証の郵送を希望する方のみ）（1枚）
角形2号（A4サイズ）封筒に宛先を記載したうえ、簡易書留の郵送料に相当
する切手（670円分（郵送料320円+簡易書留350円）を貼付したうえ提出して
ください。

4 税制改正に伴う狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等

- (1) 当該年度の都道府県民税の所得割を納付することを要しない者
【対象：網猟、わな猟、第一種銃猟】
住所地の市町村長による非課税証明書※ 1部
※非課税証明書の申請方法については、住所地の市町役場にお問い合わせください。
- (2) 対象鳥獣捕獲員である場合
愛媛県内市町長による、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類 1部
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合
ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し 1部
捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係
る認定証（鳥獣保護管理法施行規則第19条の9第1項に規定するもの）の写し。
イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書 1部
鳥獣保護管理法施行規則様式第16の2により認定鳥獣捕獲等事業者が自ら作
成する。
ウ 申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が、認定鳥獣捕獲等事業（認定を受け
た猟法・対象鳥獣等による鳥獣捕獲等事業に限る）を実施受託したことを証する
書類 1部
当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は申請前1年以内に、愛媛県
の区域内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第9条第1項の
許可を受けた者または当該許可を受けたとみなされた者に限る。
エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し 1部
従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記ウの

事業に対応したものに限る。なお、従事者証に係る目的は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の管理に係るものに限る。

(4) 許可捕獲者（許可区域に愛媛県内が含まれる場合に限る）

ア 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けてその捕獲等を行った場合

(ア) 法に基づく許可証の写し 1部

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。当該許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。

また、許可証の「捕獲欄」の記載をもって、「捕獲等の結果を示す書面」とすることを原則とする。この場合、許可捕獲実績が1年以内の期間のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければならない。許可証の写しの報告欄に記載がない者については、別途捕獲等の結果を示すための書面の提出が必要である。[別添 参考様式 1、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)に係る捕獲報告標準様式 等]。

なお、やむを得ない理由により許可証の写しを添付できない場合は、許可権者（市町長等）が証明する書面の添付を認める。

イ 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者としてその捕獲等を行った場合

(イ) 法に基づく従事者証の写し 1部

減税の対象となる許可捕獲従事者は、狩猟者登録の申請前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。当該許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系にかかる被害の防止等の目的に限る。

(イ) 従事者証に基づく捕獲等の結果 [別添 参考様式 2] 1部

当該書類は許可を受けた者が作成するものとし、従事実績日は申請前1年以内であるものに限る。

なお、やむを得ない理由によりこれらの書類を添付できない場合は、許可権者（市町長等）が証明する書面の添付を認める。

5 狩猟税、狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

登録の種類	網猟又は わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
ア 下記イ以外の者	8,200円	16,500円	
イ 当該年度の都道府県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 また、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者で、農業、水産業又	5,500円	11,000円	5,500円

は林業に従事している者			
ウ 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除とする (令和8年3月31日までの登録に限る)		
エ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除とする (令和8年3月31日までの登録に限る)		
オ 狩猟者登録を申請する日前1年以内の期間に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者またはその捕獲等に従事した者	上記ア及びイの狩猟税の半額(100円未満切捨) アの区分の者は、網猟及びわな猟は各4,100円、第一種銃猟は8,200円、第二種銃猟は2,700円。 イの区分の者は、網猟及びわな猟は各2,700円、第一種銃猟は5,500円、第二種銃猟は2,700円。		

(2) 狩猟者登録手数料 1,800円

なお、一度納付された狩猟税、狩猟者登録手数料については返還しません。

6 その他

- (1) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (2) 申請書には不備(記入漏れ、証明印漏れ、住所の相違等)がある場合は受理しないので、十分注意して提出してください。
- (3) 狩猟者登録証の交付は、申請書の受付順に行い、審査に相当の処理時間を要するため、原則、申請日での当日交付は行いません。
- (4) 申請書様式等は、愛媛県庁ホームページからダウンロードすることができます。
愛媛県庁ホームページ > くらし・防災 > [環境・危険生物・ごみ] 自然保護課
> [狩猟] 狩猟免許・狩猟者登録に関するお知らせ
- (5) その他の登録手続きの詳細は、最寄りの森林林業課(駐在)又は肱川流域林業振興課にお問い合わせください。